

国民健康保険税

○国民健康保険税に対するご理解とご協力を！

国保は皆さんの健康と暮らしを守るための制度です。

国民健康保険はさまざまな場面で医療費の負担を軽くし、みなさんの生活を支えてくれます。こうした医療費や出産育児一時金、葬祭費などの大切な財源となっているのが国民健康保険税です。国民健康保険税を納めることは、健康な毎日を支えるための投資です。国保が健全に運営できるように国保税の納付について理解し、きちんと納期限内に納めるように、ご協力をお願いいたします。

平成 21 年度より、介護分の賦課限度額が 9 万円から 10 万円に改正されました。

一部の人は、平成 20 年 4 月から国保税の年金天引き（特別徴収）が始まりました。

医療制度改正にともない一部の人は平成 20 年 4 月から国保税の年金天引き（特別徴収）が始まりました。年金支給の際に、あらかじめ保険税が年金から差し引かれます。

対象となるのは、次の①から③の条件をすべて満たす人です。

①世帯内の国保被保険者全員が 65 歳以上 75 歳未満の世帯の世帯主（擬制世帯を除く）

②年額 18 万円以上の年金を受給している

③国民健康保険税と介護保険料との合算額が天引き対象の年金受給額の 2 分の 1 を超えない

○対象者には「特別徴収税額の通知書」が送付されますので通知書にてご確認ください。

○年度途中で75歳になる人は対象になりません。

○条件に当てはまらない方は従来どおり納付書や口座振替による納付（普通徴収）となります。

○詳細については、[14. 国民健康保険税の特別徴収について](#)をごらんください。

1. 国民健康保険税が計算される人

奈半利町に住所のある人で、社会保険など他の医療保険に加入していない人は、原則として国民健康保険加入者（被保険者）になります。

国民健康保険税は、基本的に世帯主（世帯主の人が、他の社会保険等に加入している場合は「擬制世帯主」）が、納税義務者になり、その世帯の被保険者一人ひとりの税額を計算して、その合計額を納税していただくことになります。

2. 国民健康保険税の内訳

40歳未満の人と65歳以上74歳までの人

国民健康保険税は**医療分**と**後期高齢者支援金分**の合計となります。

※65歳以上の方は第1号被保険者として介護保険料を別に納付していただきます。

40歳～64歳の人（介護保険の第2号被保険者）

国民健康保険税は**医療分**と**後期高齢者支援金分**と**介護分**（第2号被保険者分の介護保険料）の合計となります。

※同じ世帯の40歳～64歳の人以外の所得などは介護分の計算に含まれません。

3. 国民健康保険税の計算

加入者ごとに医療分、後期高齢者支援金分、介護分について①～③を計算し、④を合計したものが国保税になります。

①所得割額	所得に応じて計算
②資産割額	資産に応じて計算
③均等割額	加入者数に応じて計算
④平等割額	1世帯にいくらかと計算

4. 国民健康保険税の税率

平成20年度	医療分	後期高齢者支援分	介護分
①所得割額	基準総所得金額(※)×6.0%	基準総所得金額×2.0%	基準総所得金額×1.4%
②資産割額	38%	12%	—
③均等割額	16,500円	5,500円	7,000円
④平等割額	18,000円	6,000円	—
⑤限度額	47万円	12万円	10万円

※ 基準総所得金額とは、賦課期日の属する年の前年の所得金額から330,000円を控除した金額です。

5. 国民健康保険税（医療分）の算定方法

【1】医療分 ※記載の税率は平成21年度のものであります。

①所得額割	(前年中の総所得金額 - 330,000円) × 税率6.0%
②資産額割	当該年度の土地及び家屋分の固定資産税額 × 税率38%
③均等額割	16,500円 × 被保険者数
④平等額割	1世帯につき18,000円

(医療分の計算例)

〔条件〕	(4月から翌3月までの1年分)
	前年中の総所得金額が300万円
	当該年度の固定資産税額が7万円
	被保険者数4人(内3人は所得・資産なし)

所得割額	300万円(総所得金額) - 33万円(基礎控除) = 267万円
	267万円 × 6.0%(税率) = 160,200円・・・・・・・・①

資産割額	70,000円(固定資産税額) × 38%(税率) = 26,600円・・・・・・・・②
------	--

均等割額	16,500円(1人当り) × 4人 = 66,000円・・・・・・・・③
------	---------------------------------------

平等額割	18,000円(1世帯当り) = 18,000円・・・・・・・・④
------	-----------------------------------

医療分 年税額 ① + ② + ③ + ④ = 270,800円 (百円未満切捨て)

※医療分の最高限度額は47万円です。

【2】後期高齢者支援分 ※記載の税率は平成21年度のものです。

①所得額割	(前年中の総所得金額 - 330,000円) × 税率2.0%
②資産額割	当該年度の土地及び家屋分の固定資産税額 × 税率12%
③均等額割	5,500円 × 被保険者数
④平等額割	1世帯につき6,000円

(後期高齢支援金分の計算例)

〔条件〕	(4月から翌3月までの1年分)
	前年中の総所得金額が300万円
	当該年度の固定資産税額が7万円
	被保険者数4人 (内3人は所得・資産なし)

所得割額	300万円 (総所得金額) - 33万円 (基礎控除) = 267万円
	267万円 × 2.0% (税率) = 53,400円.....①

資産割額	70,000円 (固定資産税額) × 12% (税率) = 8,400円.....②
------	--

均等割額	5,500円 (1人当り) × 4人 = 22,000円.....③
------	------------------------------------

平等割額	6,000円 (1世帯当り) = 6,000円.....④
------	-------------------------------

後期高齢支援 金分年税額	① + ② + ③ + ④ = 89,800円 (百円未満切捨て)
-----------------	-----------------------------------

※後期高齢者支援分の最高限度額は12万円です。

【3】介護分 ※記載の税率は平成21年度のものです。

40歳以上65歳未満の人の①～②を合計したものが年税額（介護分）となります。

①所得額割	(前年中の総所得金額 - 330,000円) × 税率1.4%
②均等額割	7,000円 × 人数

(介護分の計算例)

[条件]	(4月から翌3月までの1年分)
	前年中の総所得金額が300万円
	被保険者数1人

所得割額	300万円(総所得金額) - 33万円(基礎控除) = 267万円
	267万円 × 1.4%(税率) = 37,380円.....①

均等割額	7,000円(1人当たり) × 1人 = 7,000円.....②
------	-----------------------------------

介護分 年税額	① + ② = 44,300円(百円未満切捨て)
---------	--------------------------

※介護分の最高限度額は10万円です。

[国民健康保険税の年税額の算定]

上記の国民健康保険の医療分と後期高齢者支援分と介護分を合計したものが、国民健康保険税となります。

(国民健康保険税の計算例) 【1】～【3】の合計

270,800円(医療分)
+
89,800円(後期高齢者支援分)
+
44,300円(介護分)
=
404,900円(合計額)

※ 国保税は、4月から翌年3月分（1年分）を前年の総所得金額等とその年の固定資産税額をもとに計算します。

6. 年度の途中で国保へ加入、脱退した時の届出について

下記にあてはまるときは、すぐに役場へ届けてください。

◎国保に加入する・・・職場の社会保険などの資格がなくなった（退職した等）

他の市町村から転入した
生活保護をうけなくなった
子供が産まれた

◎国保を脱退する・・・職場の社会保険などに加入した

他の市町村へ転出した
生活保護をうけはじめた
死亡した

※国保税は、国保に加入した月から国保を脱退した月の前月まで課税されます。

届け出日ではありませんので注意してください。

① 年度の途中で加入した場合 → 加入した月の分から月割りで納付

例)

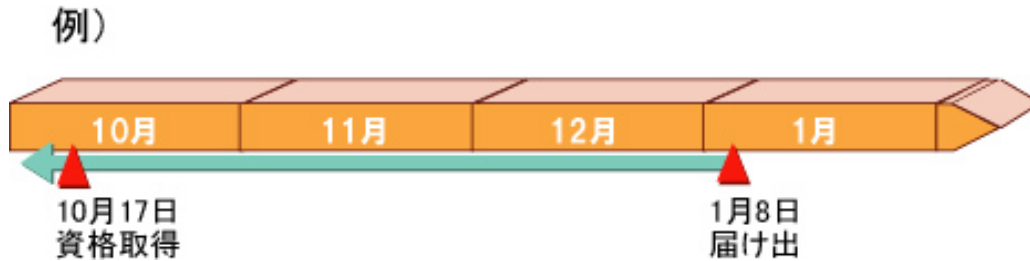


② 年度の途中で脱退した場合 → 脱退する月の前月分までを月割で納付

例)



- ③ 加入の届出が遅れた場合 → 国保税は加入の資格ができた月の分から納めますので、届出が遅れても、資格ができた時点までさかのぼって納めます。



※ 国民健康保険税は、届出を出した1月から、資格のできた3ヶ月前までさかのぼった10月分から納めます。

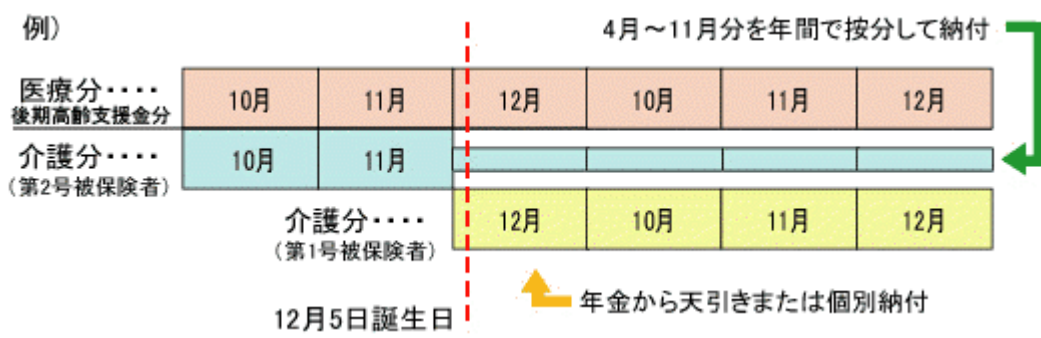
- ④ 他の市町村から転入したとき

転入した人は、国保税を算定する基礎となる前年の所得金額が不明のため、前住所地に問い合わせます。したがって、所得金額が判明してから、国保税が追加される場合があります。

- ⑤ 年度の途中で40歳になるとき → 介護保険に加入する資格ができる、40歳の誕生日が属する月の分から介護分を納めます。



- ⑥ 年度の途中で65歳になるとき → 介護保険の第1号被保険者[65歳以上の被保険者]になる65歳の誕生日のある月（1日が誕生日の場合は前月）の分から、介護保険料の納付方法が、個別納付となります。また、第2号被保険者[40～64歳で医療保険に加入している人。第1号被保険者とは異なり、老化が原因の特定の病気で介護が必要になった場合に限り、介護保険の支給が受けられる]の介護分の国保税は年間で按分します。



7. 国民健康保険税の減額

国民健康保険税は所得のない方にも課税されますが、所得の少ない世帯の負担を軽くするため、一定基準以下の世帯に対し、均等割額と平等割額が7割・5割・2割に軽減される制度があります。

ただし、所得の申告がないと世帯の所得が把握できないため減額は受けられません。

◎減額の判定基準

軽 減		
軽減対象	軽減割合	対象世帯の所得要件
均等割額 と 平等割額	7割	前年の世帯所得合計 33万円以下
	5割	前年の世帯所得合計 33万円+ (24.5万円×世帯主以外の被保険者数)
	2割	前年の世帯所得合計 33万円+ (35万円×被保険者数)

◎軽減が適用される世帯全体の所得早見表

国保被保険者数	7割軽減	5割軽減	2割軽減
1人	330,000円以下	なし	680,000円以下
2人		575,000円以下	1,030,000円以下
3人		820,000円以下	1,380,000円以下
4人		1,605,000円以下	1,730,000円以下

5人		1,310,000 円以下	2,080,000 円以下
6人		1,555,000 円以下	2,430,000 円以下
7人		1,800,000 円以下	2,780,000 円以下

※ 被保険者の所得と擬制世帯主の所得の合計額となります。軽減判定の際には、専従者控除額・譲渡所得の特別控除額も、所得に合算して判定します。

※ 2割・5割・7割軽減に該当している世帯は、あらかじめ減額して国民健康保険税額を計算しますので申請の必要はありません。

※ 世帯の中に所得が分からない人（未申告の人）がいると軽減の判定ができない為、所得が有る無しに関係なく、国民健康保険に加入している人、またその世帯の人は所得の申告を毎年、必ず済ませましょう。

8. 国民健康保険税の減免

次の事項に該当し、保険税の納付が困難な方は申請すると減免等を受けられる場合があります。

- ① 貧困により、生活のため公私の扶助を受けている者
- ② 震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により、納税義務者の所有する家屋、家財が著しい被害を受けた場合（被災証明書等が必要となります。）
- ③ 刑務所その他これらに準ずる施設に収容され、又は拘禁されている場合
（在所証明等、その理由が確認できる書類が必要です。証明の交付は収容、拘禁されている施設での証明になります。）

※減免は、申請した時点での納期未到来分の国民健康保険税が対象になりますので、ご注意ください。ただし、申請をすれば必ず減免を受けられるものではありません。

※申請の期限は各納期限の7日前です。

（例：第3期納期限（9月末日）の7日前に申請した場合、第3期から8期までの国民健康保険税が減免の対象になります。）

9. 国民健康保険税の申告が遅れたり、転入した場合について

国民健康保険税の申告は、確定申告・町県民税の申告等で申告を兼ねますが、未申告の方や転入の方は、前年所得の調査や申告等で所得が決定した時点で保険税を計算し、通知することになります。

なお、未申告の方については軽減や減免の対象にはなりません。所得の申告は毎年、必ず済ませてください。所得のない方も軽減等の判定の為に申告は必要ですのでご注意ください。

10. 遡及賦課について

加入の届出が遅れると、最高で3年遡って保険税を納めなければなりません。

11. 国民健康保険税の試算について

総務課（国保係）にて、国民健康保険に加入した場合にかかる保険税を試算することができます。会社を退職され、①社会保険任意継続（最長2年間）か②国民健康保険のどちらに加入するかを選択する際など、参考にしてください。

①社会保険任意継続・・・働いていた期間は、会社と被保険者で保険料を半分ずつ負担していましたが、任意継続した場合には全額被保険者の負担となります。（給与から控除されていた健康保険料の倍額が目安ですが、詳しくは社会保険事務所でご確認ください。）

②国民健康保険税・・・世帯内で国民健康保険に加入している方の、前年の所得、固定資産税額、人数などにより算出します。

1 2. 国民健康保険税の支払いについて

当初の納税通知書は、毎年7月中旬にお送りいたします。国民健康保険税は、世帯単位で課税され、納税義務者は世帯主です。世帯内で、国民健康保険に加入されている方の所得や資産の内容に応じて国民健康保険税を算出し、世帯主の方に通知いたします。

毎年4月1日から6月中旬頃までに、新規に国民健康保険に加入された方への納税通知書については、当初の納税通知書と同様、7月中旬にお送りいたします。

1 3. 国民健康保険税の納期について

期別	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
納期月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月

※納期限は各月末日ですが、その日が休日（金融機関の休業日）の場合は、翌日が納期限となります。

※特別徴収(年金からの天引き)の対象となる方は納期や税額の決まり方が異なります。詳細については、次の1 4. 国民健康保険税の特別徴収についてをごらんください。

1 4. 国民健康保険税の特別徴収について

平成20年4月から国民健康保険税(国保税)の特別徴収(年金からの天引き)が始まります。特別徴収とは納税義務者の受給されている年金から徴収(天引き)する方法のことです。対象となるのは、世帯内の国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯主(擬制世帯主を除く)で、年額18万円以上の年金を受給している人が特別徴収の対象になります。

ただし、年度途中で75歳になる世帯主また、介護保険料と国保税の合算額が年金受給額の2分の1を超える場合は、国保税は特別徴収の対象としません。

◎徴収方法の早見表

世帯構成例	徴収方法
世帯主(国保)72歳、妻(国保)68歳の場合	特別徴収
世帯主(国保)72歳、妻(国保)63歳の場合	※ 普通徴収
世帯主(後期高齢者医療制度、擬制世帯主)78歳、妻(国保)68歳の場合	
世帯主(社会保険、擬制世帯主)72歳、妻(国保)68歳の場合	
世帯主(国保)72歳、妻(国保)68歳、子(国保)40歳の場合	
世帯主(国保)72歳、妻(国保)68歳、子(社会保険)40歳の場合	特別徴収

※ 普通徴収とは納付書や口座振替で収める従来の方法のことをいいます。

◎複数の年金を受給している場合

特別徴収する年金には次のとおり優先順位があり、受給している中で最も上位の年金のみで対象者の判定を行い、その年金から徴収されます。なお、障害年金や遺族年金も対象となります。

- 1 社会保険庁
- 2 国家公務員共済組合連合会
- 3 日本私学振興・共済事業団
- 4 地方公務員共済組合連合会

◎特別徴収の時期

4月、6月、8月、10月、12月、2月の年金定期支払時の年6回。

◎特別徴収税額の決まり方

徴収時期（納期）	徴収税額
4月、6月、8月（仮徴収）	前年度保険税額を基に算定した年税額の6分の1の額
10月、12月、2月（本徴収）	本年度保険税額を算定し、そこから、既に賦課済の保険税を引き、残りの税額の3分の1の額

<支払い方法の変更について>

今年10月から保険税を年金から支払う予定の方のうち、次の①、②の要件を**両方とも**満たす方は、保険税を**口座振替**で納付することもできますので、総務課の窓口へお申し出ください。

・手続きに必要なもの…国民健康保険の保険証、振替口座の通帳、通帳印

①今まで国民健康保険税を滞納することなく確実に納付している方

②この申込み後の国民健康保険税を、**口座振替**で納付される方

15. 国民健康保険税を払えないときは・・・

特別な理由もなく保険税を納めない人には、納められている人と公平さを保つため、次のような措置がとられることとなります。うっかり納め忘れることがないように、注意しましょう。

- ① 督促を受け、督促手数料が加算されます。
- ② 法律の定めるところにより、延滞金が加算される場合があります。
- ③ 納期限から1年間経過しても滞納を続けていると、一般被保険者証（有効期間1年・自己負担3割）を返還してもらい、代わりに短期保険者証（有効期間1ヶ月）、あるいは被保険者資格者証（自己負担10割）が交付されます。さらに滞納を続けていると国保の給付の全部または、一部が差止められる場合があります。
- ④ 滞納が続くと、国保の給付（医療費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費など）の全部または一部が滞納している保険税にあてられます。

※滞納したまましていると、法律に基づく滞納処分として、預貯金や給与、生命保険等の財産を差し押さえる場合があります。

どうしても納付が困難なときは、早めに総務課の担当窓口へ相談しましょう。

16. 国民健康保険税は税控除の対象となります

税金は、電気料や水道料などと同じように「口座振替」ができます。

口座振替を利用すると、あなたの指定された預金口座から自動的に払い込まれるので、納め忘れもなく安心・確実です。また納期のたびに金融機関などに行く必要がないので、忙しい人や不在がちな人に便利な口座振替をおすすめします。

税金は、電気料や水道料などと同じように「口座振替」ができます。

口座振替を利用すると、あなたの指定された預金口座から自動的に払い込まれるので、納め忘れもなく安心・確実です。また納期のたびに金融機関などに行く必要がないので、忙しい人や不在がちな人に便利な口座振替をおすすめします。

町税の口座振替申込みは、総務課税係の窓口、町内の金融機関、農協、郵便局の窓口で「口座振替依頼書」に必要事項を記入するだけです。口座振替の手続きには口座の**通帳**、**通帳の届出印**、**保険証**、**納税通知書**が必要となりますので忘れずに持参してください。

税金は、電気料や水道料などと同じように「口座振替」ができます。

口座振替を利用すると、あなたの指定された預金口座から自動的に払い込まれるので、納め忘れもなく安心・確実です。また納期のたびに金融機関などに行く必要がないので、忙しい人や不在がちな人に便利な口座振替をおすすめします。

町税の口座振替申込みは、総務課税係の窓口、町内の金融機関、農協、郵便局の窓口で「口座振替依頼書」に必要事項を記入するだけです。口座振替の手続きには口座の**通帳**、**通帳の届出印**、**保険証**、**納税通知書**が必要となりますので忘れずに持参してください。

